

A D Rにおいて成立した和解合意に
執行力を付与することの是非についての取りまとめ
(案)

令和 3 年 3 月
法務省大臣官房司法法制部審査監督課

第1 はじめに

A D Rにより成立した和解合意に執行力を付与することの是非は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下「A D R法」という。）制定の前から長らく検討されてきた課題である。平成13年6月に取りまとめられた司法制度改革審議会の最終意見でも、司法制度改革の3つの柱の一つである「国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）」のための施策として、「裁判外の紛争解決手続（A D R）の拡充・活性化」が掲げられ、「総合的なA D Rの制度基盤を整備する見地から、A D Rの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律（いわゆる「A D R基本法」など）の制定をも視野に入れ、必要な方策を検討すべきである。その際、例えば、時効中断（又は停止）効の付与、執行力の付与、法律扶助の対象化等のための条件整備、A D Rの全部又は一部について裁判手続を利用したり、あるいはその逆の移行を円滑にするための手続整備等を具体的に検討すべきである。」との提言がされた。この提言を受け、司法制度改革推進本部の下に「A D R検討会」が設置され、A D Rの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策について検討が行われたが、執行力の付与については、賛否両論の状況にあったことから、この時点では時期尚早として法制化は見送られることとなった。

その後、A D R法附則第2条のいわゆる見直し条項を受けて、法務省に「A D R法に関する検討会」が設置され、平成25年2月以降、認証A D Rによる和解の実効性を確保するための方策として、認証A D Rにより成立した和解合意に執行力を付与することの是非についても検討が加えられたが、最終的には、「A D Rによる和解への執行力の付与は、現時点では克服すべき課題が多いものといわざるを得ないが、他方で、事業者の選択及びこれに対する適切な規制による一部のA D Rのみに対する執行力の付与や裁判所の関与による和解の適切性の確認等により合理的な制度設計が可能ではないかとの見解もあることから、このような見解にも留意しつつ、今後も検討を続けるべき将来の課題とする。」との取りまとめがされた。

A D R法の施行から約14年が経過したが、この間、様々な分野の紛争を取り扱う多数の認証A D R機関が誕生し、その事業者数は現在158にも上っている。また、特定の専門的な分野に特化した認証A D R機関も相当数誕生し、事業者数の増加とともに、その多様化も着実に進み、紛争解決の魅力的な選択肢として国民の多様な紛争解決ニーズに応える体制はかなりの程度まで整い、累計で1万3000件を超える申立てがされるなど、その実績も相当程度蓄積されつつあるといえよう。そして、認証A D Rを含めた我が

国のADRの利用の実情を見ると、後記のとおり、短期間で解決に至る少額紛争の割合も相当に高く、解決に多くのコストをかけられない紛争を簡易・迅速に解決するための司法インフラとしての機能も果たしているものと評価できる一方で、執行力のないことがその利用を回避させる要因になっているとの声もあったところである。このような情勢の中で、一般財団法人ADR協会からも、平成30年4月に提出された「ADR法制の改善に関する提言」において、ADRにより成立した和解合意について、認証ADR機関の選択により、裁判所の執行決定による執行力の付与を可能とすべきである旨の提言がされるなど、国内では、いま改めて、ADRにより成立した和解合意に執行力の付与を求める機運が高まっている。政府機関においても、内閣官房に設置された「ODR活性化検討会」において、令和2年3月に取りまとめられた「ODR活性化に向けた取りまとめ」においては、このような情勢を受けて、「執行力の付与については、適正な執行手続のもとで権利の実現を図ることが可能となり、ADRそのものの利便性を向上させるとともに、ODRの利活用によって期待できる紛争解決の迅速化に対応することができる。」との言及がされ、「成長戦略フォローアップ2020」においても、「オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続（ADR）に関する紛争解決手続における和解合意への執行力の付与や認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの可否を含めた検討～（中略）～を2020年度中に進める。」とされたところである。

他方、海外に目を向けてみても、平成30年12月20日、国際連合総会において、国際商事調停により成立した和解合意に執行力を付与するなどの共通の枠組みを定める「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（仮訳）」（以下「シンガポール条約」という。）が採択されるなど、調停により成立した和解合意に執行力を付与することへの機運が高まっている状況にある。

このように、国内外を問わず、ADRにより成立した和解合意に執行力の付与を求める機運は、かつてないほどの高まりを見せている状況にあるといえよう。こうした動向を受けて、令和2年9月に法制審議会に設置された仲裁法制部会（以下、「仲裁法制部会」という。）においても、調停により成立した和解合意に執行力の付与をする法制の在り方についての調査審議が行われている。

また、これと並行して、民間ADRの認証制度を所管する大臣官房司法法制部においても、令和2年10月にODR推進検討会（以下「本検討会」という。）を立ち上げ、上記の「ADR法に関する検討会」で将来の検討課題とされた、ADRにより成立した和解合意に執行力を付与することの是非に

ついて、改めて検討課題として取り上げ、認証ADR機関等の実情を踏まえた上で、そのニーズや弊害を中心とした整理を試みつつ、一定の結論を得ることとした。本検討会の委員構成等は別紙1のとおりであり、この分野に造詣の深い研究者や実務家の方々に委員となって頂くとともに、内閣官房、法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局といった関係省庁や、認証ADRの運営に関わる主要な士業団体の連合会にもオブザーバーとして御参画頂いた。本検討会では、執行力の付与に関するアンケートを実施し、153のADR機関から回答を得るとともに（別紙2）、13のADR機関等からヒアリングを実施するなどして（別紙3）、執行力の付与に関するニーズ及び弊害についての現場における生の声を拾い上げるとともに、委員やオブザーバーから、多角的な観点からの活発な御議論を頂き、今回の取りまとめに至ったものである。

第2 ADRにおいて成立した和解合意に執行力を付与することの是非について

【P】 認証ADR等の利用の実情について言及することを予定

1 ADRにより成立した和解合意に執行力を付与することに関するニーズについて

(1) アンケート及びヒアリングの結果について

- ① アンケートによれば、ADRにより成立した和解合意に執行力を付与することの是非については、無条件に賛成及び一定の条件の下に賛成と回答した機関は73.9%（113事業者）であり、反対する機関は17.6%（27事業者）であった。（Q9¹）

この反対する機関の中には、そのようなニーズがないと回答した機関（6事業者）もあった。（Q11）

ヒアリングを実施した13のADR機関において、執行力の付与に全面的に反対する機関はなく、全面的に賛成するか又は一定の条件の下であれば賛成するとの見解であった。（ヒアリング）

- ② アンケートによれば、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項を作成したことがあるADR機関は、60.8%（93事業者）となっており和解成立後の履行を確保するための手段として、執行証書を活用する機関（14事業者）、簡易裁判所における即決和解を利用する機関（7事業者）、当事者間の和解合意を内容とする仲裁廷の決定（仲裁法第38条第1項）を実施する機関（9事業

¹ アンケートの質問番号を指す。以下同じ。

者)が認められたほか、それ以外の工夫・取組を行っている機関も22事業者認められた。(Q3・4)

- ③ 上記のような工夫・取組が行われている一方で、そのような代替手段が存在していることを理由に、ADRにより成立した和解合意に執行力を付与する必要がないと回答した機関(15事業者)もあった。(Q11)

- ④ ADRにより成立した和解合意に執行力が付与されることとされた場合の今後の受理件数の予測については、減ると回答した機関は全くなく、増加を予測する機関、変わらないと予測した機関、分からないと回答した機関におおむね三分される結果になった。(Q6)

- ⑤ 紛争解決手段としてADRを選択するかどうかを判断するに当たり、ADRにより成立した和解合意に執行力が付与されるかどうか、その判断にどの程度影響を及ぼすかについては、ADR機関としては、当事者に対する事前説明の際に安心感を与えることができる、弁護士や司法書士といった代理人の立場からは、執行力の有無が重視される場合がある、との指摘があった。(ヒアリング)

(2) 上記を踏まえた本検討会での検討

ア 執行力を付与するニーズについて

本検討会における議論においても、無条件に賛成又は一定の条件の下に賛成と回答した機関が73.9%にも達し、ヒアリングした13のADR機関の全てが無条件に賛成又は一定の条件下において賛成であり、反対する機関は全くなかったこと((1)①)については、重く受け止めるべきであるとの意見が多数を占めた。

イ 執行証書等の代替手段が存在するという点について

- ㊦ アンケートのとおり、ADRの実務でも、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項を作成する事案はあり、そのような経験をしたことのある回答者は6割にも達している。しかし、現行法上、ADRにより成立した和解合意に執行力は付与されないことから、ADR機関においては、和解条件として金銭給付等の履行の約束が問題となる事案では、期日に当事者間で金銭授受等の履行を果たした上でそのことを確認する内容の和解を成立させて、その後の履行の問題を生じさせないように試みたり、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解合意を成立させた場合でも、執行証書・即決和解等の既存の制度の利用を促したりするなど、合意の実効性を確保するために、利用者やADR機関に追加的なコストを生じさせている状況にあることが認められ((1)②)、現に取り扱われている事案だけをみても、

ニーズの一端がうかがえるといえよう。

- ① このように、相当数のＡＤＲ機関において和解合意の実効性を確保するための実務的な工夫や取組が行われている一方で、そのような代替手段があることから、ＡＤＲにより成立した和解合意に執行力を付与する必要はないのではないかとの意見もみられたところである（(1)③）。

もっとも、この点については、当該事案に即した解決方法として最適の方法であったために執行証書等が活用されたのか、それとも、他に手段がないため、和解合意の実効性を確保するため、いわば次善の策として、やむなくこのような手法が用いられているのかについては十分に見極める必要があるとの意見が複数の委員から出たところである。もちろん、後述４（２）アのように事後の裁判所の執行決定を執行力付与の要件とする場合には、そうした手続を必要としない執行証書等の手段がその存在意義を失うことはないと考えられるが、これらの手段においては、ＡＤＲの利用により和解合意に至りながら、いまだ不履行が生じてもない段階で、将来の履行の不安を解消する手当として更なる費用や手間を要することとなり、このことは、ユーザーである紛争当事者やその代理人の視点からすると、ＡＤＲの利用を阻害する要因となることを直視すべきであろう。特に少額紛争が少なくない我が国のＡＤＲの利用の実態からすれば、そのような費用や手間をかけることは現実的でないものと思われる。ヒアリングにおいても、和解合意の実効性を確保するため、実際に上記のような手法の活用に努めているＡＤＲ機関から、なお、ＡＤＲによる和解合意に執行力が付与されることを強く求める意見が複数みられたところであり（例えば、独立行政法人国民生活センター、第二東京弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター、家族のためのＡＤＲセンター等）、このことも、そうした事情を示すものといえる。以上を踏まえれば、代替手段の存在を理由として執行力付与に対するニーズがないと評価することは、早計に過ぎよう。

また、近時、世界的にＯＤＲの導入が急速に進んでおり、このコロナ禍を受けて、我が国においても、非常時でも紛争解決機能の維持を図ることのできる有用な紛争解決手段としてＯＤＲがにわかに脚光を浴び、その導入を進めるＡＤＲ機関が相次いでいるところである。しかし、そのような手続を活用しても、結局は、その手続で成立した和解合意の実効性を確保するためには、当事者が相対して執行証書等の手段をとらざるを得ないというのであれば、オンライン上で手続が完

結できるというODRの最大のメリットを大幅に減殺してしまうことになりかねないという意見が複数の委員から出たところである。これらの指摘を踏まえれば、ADRにより成立した和解合意に執行力を付与することのニーズについては、こうした今後のADRの展望も視野に入れた上で捉えていく必要があるだろう。

ウ 執行力を付与することによる受理件数の変化について

アンケートによれば、ADRにより成立した和解合意に執行力が付与されることとされた場合の今後の受理件数の予測については、増加、変わらない、分からないとする回答におおむね三分され（(1)④）、減少を予測するADR機関は全く存在しなかった。増加に懐疑的な回答も存在したところ、その理由とするところは必ずしも明らかではないが、アンケートによれば、紛争当事者に対する事前相談や手続教示等の際に履行確保の点に不安があることを理由にADRを選択されなかった経験を有する機関が22事業者（14.4%）であったこと（Q2）を踏まえると、ADRを利用して和解合意が成立しても執行力が付与されないことを理由に手続実施に至らなかった経験がないこともその理由でないと推測されるほか、そもそも利用の促進がされない要因には執行力の付与以外のものにあるのではないかと認識の上での回答である可能性もあろう。こうした点を踏まえると、受理件数の増加に懐疑的な回答があることのみをもってニーズがないとの評価を加えることは相当でないと考えられる。

なお、弁護士委員や司法書士委員のほか、ヒアリングを行った弁護士会や日本司法書士会連合会の発表者からは、紛争当事者の代理人としての立場からすれば、紛争解決手段を選択する段階では、仮に和解解決が相当な事案でも、相手方の履行に不安があるようなものであれば、和解合意に直ちに執行力が付与されることのないADRによる解決をわざわざ選択することはない旨の発言が多数出たところであって（(1)⑤参照）、少なくとも、代理人の視点からは、ADRによる解決が必ずしも魅力的な選択肢として評価されていないのが実情であり、ADR機関がいかに専門性、柔軟性、迅速性を確保しようとも、その真の魅力を遺憾なく発揮することができていないといわざるを得ないであろう。

エ 以上のとおり、ADRにより成立した和解合意に執行力が付与されないがために、現に、利用者やADR機関に追加的な費用や手間をもたらしており、そのことが、ADRの利用を回避させる要因ともなっている。とりわけ少額紛争等の潜在的な紛争解決ニーズにも応えるものとして、ODRの推進をはじめとするADRの更なる振興に期待が寄せられて

いるところ、その阻害要因となることは疑いようがないところである。このように、ADRにより成立した和解合意に執行力を付与することのニーズは、我が国のADRの利用の実情等に照らして、十分な合理性があるといえることができる。

2 調停に基づく和解合意に執行力を付与することの弊害や隘路について

(1) アンケート及びヒアリングの結果について

アンケート及びヒアリングにおいて、執行力を付与することの弊害や隘路については、以下のような意見が出されたところである。

- ① 私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまないとの意見（Q11・25事業者）
- ② 執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがあるとの意見（Q11・7事業者、Q12）
- ③ 悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例を危惧する意見（Q11・4事業者）
- ④ 執行力を付与することにより、認証の基準・要件が加重されるなどして、ADR機関の負担が増加することを懸念する意見（Q12）
- ⑤ 執行裁判所において執行を認めない旨の判断をされた場合のリスクを懸念する意見（Q12、ヒアリング）

(2) 上記を踏まえた本検討会での検討

ア 総論

前記1のとおり、ADRにより成立した和解合意に執行力を付与することに対するニーズは相当に高いが、その一方で、執行力の付与に反対する機関もそれなりに存在することから（1(1)①）、その弊害等として指摘するところについても取り上げ、その内容を吟味して、弊害と評価できるものであれば、その防止の可否、方策について検討することが必要であることに異論はみられなかった。そこで、本取りまとめにおいても、(1)①から⑤までのとおり弊害等として指摘されるところについて、個別具体的に検討を加えることとする。

なお、仲裁法制部会においては、調停による和解合意に執行力を付与することについて、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限ること（後記4(1)①）、及び裁判所の執行決定による事後審査を要件とすること（後記4(1)②）で、おおむね意見の一致を見ている状況にあることから、本検討会でも、これらのことを前提とした上で、弊害の有無や程度をどのように評価するかという観点から検討が進められた。

イ 私的自治や任意性が重視されるべきＡＤＲ機関における調停には、執行力はなじまないとの意見（(1)①）について

当該意見は、執行力の付与に反対する理由として最も多く挙げられたものである。

この点については、本検討会においては、執行力の付与を双方当事者の合意を前提とすることからすれば（後記４(1)①）、私的自治や任意性と矛盾しないのではないかとの意見や、裁判所で実施されている民事調停や家事調停においては執行力が付与されているところ、手続主宰者が裁判所であるか民間機関であるかによって、当事者の私的自治や任意性に本質的な差が生じることは考え難いなどの意見が出され、理論的な観点からは、執行力の付与と私的自治や任意性とは矛盾するものではないことについて異論はみられなかった。

もっとも、委員からは、理論的にはそうであるにしても、執行力には頼らないことを矜持として、より納得性の高い合意形成を指向しているＡＤＲ機関も存在することから、そのような矜持を尊重して、一律に執行力を付与するのではなく、そのようなＡＤＲ機関には、執行力を付与しない選択肢を認めるべきではないかとの意見が出されたところである。これに関連して、執行力の付与を望まない機関にそれを強制することは妥当ではなく、執行力が付与されるものとそうでないものの存在を認めた方がＡＤＲの多様性の確保に有用である旨の意見も出たところであり（この点については、後記４(2)イで詳述する。）、そのことについても大きな異論はなかった。

ウ 執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがあるとの意見（(1)②）について

当該意見も、アンケートやヒアリングにおいて、一定数存在したところであり、これは、利用者に執行力という用語の意味が正解されないことで、無用の警戒や畏怖を生じさせてしまうことを懸念してのものと思われる。ＡＤＲの利用や和解合意に際して、執行力についての説明が必要十分なものでなければ、そのような懸念ももっともなことと思われる。しかし、そうであれば、そのような懸念は、ＡＤＲ機関による説明を適正なものとすることで解消することが十分に可能であると思われる。

また、本検討会では、応諾率の低下を懸念する意見については、和解の意向はあるのに、和解合意に執行力が付与される可能性があることを理由に、手続に応諾しないという当事者が実際にどれほどいるのかという意見や、そもそも、和解合意に執行力を付与するには双方当事者の合意を必要とする（後記４(1)②）のであれば、自らの意思に反して執行力

が付与される事態は生じ得ないのであるから、手続の応諾をためらう理由とはならないのではないかと意見があったところである。

また、当事者間で、和解内容については合意ができているものの、これに執行力を付与すべきかどうかの点で合意ができないため和解の成立に至らないといった事態が生じ、和解成立率が低下することを懸念する意見もあった。しかし、実質的に見れば、将来の執行に備えて執行証書等が利用されている現状でも同様のことが指摘できるのであり、この指摘について、そのような場合には和解合意自体は成立しているのであるから和解成立率が下がることはないというのであれば、そうした懸念には理由がないことになる。そもそも、このような場合において、債権者側が、執行力が付与されないことを理由に和解合意自体を拒絶することが実際にどれほどあり得るのかという点については、なお疑問があるところである。

さらに、後述 4(2)イのとおり、応諾率や和解成立率の低下を懸念する観点から執行力の付与に消極的な ADR 機関については、執行力を付与しない選択肢を認め、当該 ADR 機関においては、利用者に対し、手続実施契約等の段階において、和解合意が成立しても執行力が付与されることはない旨を説明すること等で対応することも考えられるところである。

エ 悪質な事業者が無知な消費者を騙して和解合意をさせるようないわゆる濫用事例を危惧する意見（(1)③）について

ADR 法の制定時における議論等においても、民間 ADR 機関による和解合意に執行力の付与を認めた場合、「債務名義製造会社」が出現するなど、悪質な事業者が無知な消費者を騙すなどして、内容的に相当でない債務名義が粗製濫造されるおそれが指摘されてきたところであり、アンケートにおいても、ごく少数ながら、この点を懸念する声もあったところである。

もっとも、我が国における ADR の実情や弁護士法第 72 条や ADR 法の規律が存在することを踏まえれば、およそ手続的・実体的正当性を欠くような和解合意が粗製濫造されることは考え難いところである。この点を措いても、上記の意見が想定する悪質な事案は、和解合意に、詐欺、脅迫、錯誤といった実体法上の無効を来す原因が存在する場合や公序良俗違反があるものが多いと考えられるところ、仲裁法制部会における議論を前提とすれば、これらの事由は執行拒否事由に該当し、当該事由があることが立証されれば、裁判所が執行を拒否できるものと解される。また、仲裁法制部会の中間試案においては、濫用等の弊害が生じや

すいと考えられる紛争類型については執行力の付与の適用除外とする考え方も示されているところである（例えば、消費者と事業者との間の契約に関する民事上の紛争、個別労働関係紛争、人事に関する紛争その他家庭に関する紛争。以下「本件３類型」という。ただし、後記５のとおり、本件３類型を執行力の付与の適用除外とすることの妥当性については両論あるところである。）。そもそも、債務名義を粗製濫造するような悪質なＡＤＲ機関が我が国で業務を行うことについては、上記のとおり弁護士法第７２条に違反する可能性が高く、刑事罰の対象となることになる。本検討会においては、複数の委員から、これらの規律によっても、なお執行力を付与するニーズよりも弊害が上回っているといえるかについては疑問であるとの意見が示されたところである。

オ 執行力を付与することにより、ＡＤＲ機関の負担が増加することを懸念する意見（(1)④）について

認証ＡＤＲ機関からは、執行力が付与されることにより、ＡＤＲ法所定の認証の基準・要件や義務等が加重され、負担が増加することを懸念する声がアンケート等では多く見られたところである。また、委員からも、認証の基準・要件等を加重することには反対するとの意見も出されたところであり、その必要性や相当性については、十分に吟味する必要がある。仮に、認証ＡＤＲに限らずＡＤＲによる和解合意一般に執行力を付与する制度を構想する場合においては、認証ＡＤＲ機関にのみ、充足すべき認証の基準・要件や義務を加重し、非認証ＡＤＲ機関には、そのような義務等が一切課されないということになるのであれば、一見して不均衡であるともいえるのであり、この点の検討も不可欠であろう。

いずれにしても、認証ＡＤＲによる和解合意にも執行力を付与する制度を構想する場合には、その構想の前提とされた弊害等を吟味しつつ、認証の基準・要件等の見直しの要否について慎重に検討する必要がある。

カ 執行裁判所において執行を認めない旨の判断をされた場合のリスクを懸念する意見（(1)⑤）について

双方当事者が執行力を付与することに合意し、和解合意書の中に執行受諾文言を記載することとなった場合において、ＡＤＲ機関が執行に耐え得る適切な和解条項を作成できなかった場合には、裁判所によって執行力が付与されない旨の判断がされることとなり、そのような場合に紛争当事者とＡＤＲ機関との間でトラブルが生じることを懸念する声は、アンケートやヒアリングにおいて数多くみられたところである。また、委員からも、民間ＡＤＲ機関が作成した執行受諾文言付きの和解条項に

ついて、裁判所により執行力の付与を否定する判断がされることにより、ADR全体に対する不安感、不信感が醸成されることを危惧する意見もあった。この点については、少なくとも認証ADR機関に限っていえば、弁護士が手続実施者かその助言者として和解合意の成立に関与することにはなるものの（ADR法第6条第5号）、弁護士であっても執行可能な和解条項案を作成することが必ずしも容易でない場合があるとの指摘もあったところである。

もっとも、現状においても、既に複数のADR機関において、当事者間の和解合意を内容とする仲裁廷の決定を利用する手法により執行力を付与する試みが行われているところ、この場合にも、その決定内容如何では、裁判所による執行決定を得られないリスクがあることに変わりはなく、上記の意見や指摘は、ADRによる和解合意に固有の問題とはいえない。また、委員からは、本来成立させてはならない和解が成立し、それに更に執行力まで付与されてしまうことは「弊害」と評価するに値するけれども、内容としては適切な和解合意が、その和解条項の文言や表現振りが適切でないがために裁判所による執行決定を得られないというのは、ADRによる和解合意に執行力が付与されることによる「弊害」と評価すべきものではないのでないかとの意見も出たところである。

また、裁判所の審査に耐え得る和解条項を作成する自信がないため、ADRによる和解合意への執行力の付与を望まないADR機関については、後記4(2)イのとおり、執行力を付与しない選択肢を認めることによって、そのような自信のあるADR機関のみが執行受諾文言付きの和解合意書を作成することになることが予想されることから、この点を殊更に懸念する必要はないとも考えられるところである。また、今後、和解条項の作成のための研修支援体制の強化等を検討すべき面もあろう。

3 国際調停と国内調停のニーズ面及び弊害面の比較について

(1) ニーズ面について

本検討会においては、主として国内調停事案を取り扱っているADR機関からアンケート及びヒアリングを実施したため、国際調停事案の執行力の付与に関するニーズ及び弊害についての客観的なデータ等を有しておらず、ニーズ及び弊害について定量的に比較することは困難である。

この点に関して、執行力の付与について国際調停事案のニーズが高い理由として、執行証書や即決和解といった代替手段により執行力を付与

することが困難であること等があげられており²、本検討会においても、この点のみをみると一定のニーズの差が存在するのではないかとの意見もあったところである。もっとも、国際調停においても当事者間の和解合意を内容とする仲裁廷の決定により執行力を付与することが可能であるし、国際仲裁・国際調停の分野においては、いわゆる「Med-Arb」、「Med-Arb-Med」などの多段階紛争解決手続が急速に拡大していることからすれば、国内事案よりも仲裁と調停の親和性が高く、そのような手法で執行力を付与することが容易であるとも考えられる。

また、委員からは、今後ODR化が一般化していくことが予想されることからすれば、国内調停と国際調停との間で本質的な差はないのではないかとの意見が出たところである。さらに、複数の委員から、国際調停と国内調停とで法制に差を設けるのであれば、ニーズではなく弊害の点について着目すべきであるとの意見も出たところである。

仮に、ニーズ面において、国際調停と国内調停とで若干の相違点があるとしても、国内調停については、潜在的な紛争解決ニーズへの対応を含め、執行力の付与を要する実情にあり、アンケートやヒアリングでも、その実現を求める声が大勢を占めたことは、前記1で述べたとおりであって、国内調停におけるニーズは否定できないものと考えられる。

(2) 弊害面について

ア いわゆるB to B事案について

国際調停において、一般に弊害が小さいとされている理由としては、一定額以上の商取引に関する紛争について、当事者双方に法曹有資格者等の専門家が手続代理人として選任され、そのような当事者が慎重かつ十分に検討を重ねた上で和解合意に至る蓋然性が高いことが挙げられている³。

もっとも、そのような特徴は調停が国際的なものであるかどうかに起因するというよりは、取り扱われる紛争が企業間の紛争かどうかに起因するものと考えられる。したがって、調停が国内のものか国際的なものかというよりも、B to B事案かどうかに着目し、そのような事案であれば、典型的に弊害が小さいものと考えることが妥当ではないかと思われる。

現状では、国際調停においては、いわゆるB to B事案の割合が高いことが推測される一方で、国内調停においては、B to B事案の占める

² 仲裁法制部会「部会資料5-2」 3頁参照

³ 仲裁法制部会「部会資料5-2」 3頁参照

割合はそれほど高くないという実情にあるとは思われるものの、少なくとも、そのことを理由に弊害の小さい国内調停のB t o B事案についてまで執行力の付与を否定することは相当ではないと思われる。

また、シンガポール条約の起草に至るまでの審議に関与した委員によれば、その審議の過程で、国際調停においても、機関調停だけではなく、個人がアドホックに調停を行う場合も少なからずあり、濫用的な和解合意が濫造されるおそれが大いにあり得ることを前提として議論が進められていたとのことである。このことを踏まえると、国際調停と国内調停とで弊害について有意な差を見いだすことは難しいともいえる。

さらに、近時の世界的なODRの促進により、プラットフォーム事業者を主体とした越境消費者紛争に関するADRが急速に拡大をしていることからすると⁴、国際調停事案においても、既にB t o B事案以外のものが件数としては圧倒的に多く、今後、そのような傾向が一層強まるのではないかと指摘もあつたところである。

イ B t o C事案及びC t o C事案について

仲裁法制部会においては、後記5のとおり、i 消費者と事業者との間の契約に関する民事上の紛争、ii 個別労働関係紛争については、執行力の付与の適用除外とする案が示されており、仮にそのような法制を採用するのであれば、B t o C事案についてはその大部分に執行力が付与されないという結論になるものと思われる。もっとも、この点については、仲裁法制部会や本検討会においても異論が出されているところである（後記5）。一方で、シンガポール条約は、国際商事調停を対象としている条約ではあるものの、商事紛争の外縁は不明確であることから、仲裁法制部会の中間試案においては、将来においてシンガポール条約を締結する可能性を見据え、本件3類型を除外する他に商事性について積極的な定義をしない案が示されているため、家事紛争以外のC t o C事案については、基本的に執行力が付与されることになるものと考えられる。

そこで、B t o C事案及びC t o C事案について執行力を付与するという法制になった場合について検討すると、B t o C事案及びC t o C事案については、国際調停と国内調停で弊害の面について実質的な差異があるとは考え難いところであり、本検討会においてもこの点について実質的な差異があるとの指摘はなかった。

むしろ、本検討会においては、調停人の適格性については、我が国に

⁴ 例えば、国際事案も含むODRによる調停を取り扱っている代表的な機関であるE B a y では、年間約6 0 0 0万件の紛争をODRで解決している。

においては、弁護士法第72条や認証ADR制度において一定の法的担保がされていることと比較すると、諸外国においてはそのような法制がない国も多く、そのような観点からは我が国で行われる調停の方が、弊害が少ないとさえいえるのではないかとの意見も複数の委員から出されたところである。

ウ 結論

以上からすると、弊害が少ない類型と考えられるB to B事案の占める割合が国際調停の方が高いことを除けば、国際調停と国内調停とで、弊害について、制度の導入を左右するに足るほどの有意な差は存在しないものと考えられる。すなわち、B to B事案に関する限り、国際調停と国内調停とで生じ得る弊害の内容、程度に差があるものとも考え難いし、B to C事案及びC to C事案については、弊害に有意な差を見出すことが困難であるばかりか、弁護士法第72条等を考慮すると、むしろ我が国で実施される調停の方が弊害を防止するための法制的な担保があるとの見方も可能である。

4 弊害及び隘路を解消するための条件等について

(1) アンケート及びヒアリングの結果について

アンケート及びヒアリングについて、弊害を防止するための条件（執行力を付与するための条件）としてあげられた意見は、おおむね以下のようなものであった。

- ① 和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行することができる旨の合意をした場合に限り条件とする意見（Q10・60事業者）
- ② 裁判所の執行決定等による事後的な審査を要件とする意見（Q10・26事業者）
- ③ ADR機関の選択を要件とすべきとする意見（Q10・14事業者）
- ④ 認証ADR機関や、認証ADR機関に加えて弁護士会のADR機関による和解合意に限るとする意見（Q10の自由記載・ヒアリング）

(2) 本検討会における議論状況

ア 総論

前記2(2)アのとおり、本検討会においては、仲裁法制部会での議論状況も踏まえ、4(1)①及び②の条件を前提とした上で、他にどのような要件を課すことが適当であるかについても議論が進められた。具体的な規律の在り方については、仲裁法制部会で調査審議されているところなので、それに資することを期待して、本検討会の取りまとめにおいて

は、本検討会での議論状況を示すこととしたい。

イ ADR機関の選択を要件とすべきとする意見（(1)③）について

この点については、執行力の付与に反対するADR機関があること（1(1)①）、執行力に頼らないことを矜持とするADR機関があること（2(2)イ）、執行力の付与による応諾率や和解成立率の低下を懸念するADR機関があること（2(2)ウ）、裁判所において執行を認めない旨の判断をされた場合のリスクを懸念するADR機関があること（2(2)カ）等の事情からすれば、和解合意に執行力の付与を望まないADR機関については、執行力を付与しなくてもよいようにすべきであるとの意見が複数の委員から出たところである。ADRの多様性確保という観点からは、執行力を前提としない手続の下で紛争解決をしたいという利用者の意向が想定されるのであれば、そのような意向も尊重されるべきであり、ADRの利用を開始するいわば入り口の段階で、執行力が付与されないことを約して手続を進めることができるようにする道を開くことにも大きな意義があろう。こうした点を踏まえると、ADR機関が執行力を付与するかどうかを選択できるようにすることも一考に値するのではないかと考えられる。

ADR機関により執行力の付与の選択をできるようにするための方法については、執行力の付与に関する選択権をADR機関に認める規律を設けるという考え方も考えられなくはない。もっとも、そのような法制化がされなくとも、執行力の付与を望まないADR機関については、例えば、手続規則等に執行力の付与までは取り扱わない旨の規定を置いた上で、手続実施契約の前にその旨を当事者に説明し、調停手続内で執行合意を行わない形でのみ調停を行う等の運用面の工夫により、執行力を付与しない形での調停のみを行うことも可能であると思われる。

ウ 認証ADR機関や、認証ADR機関に加えて弁護士会のADR機関による和解合意に限るとする意見（(1)④）について

㊦ この点、仲裁法制部会の中間試案においては、国際調停に限って執行力を付与する甲案と、国内・国際を問わずADR機関についての適格制限をつけずに執行力を付与する乙1案と、国内調停については、認証ADR機関による和解合意に限る乙2案（なお、後記㊦のとおり、その範囲について他の規律もあり得ることが前提とされている。）が提案されているところである。

㊦ この点、前記1のとおり、国内調停においても執行力の付与に対するニーズが高く、前記3のとおり、弊害の面においては国内調停と国際調停で有意な差が認められないことからすると、国際調停に限る

甲案の妥当性には疑問があるものと思われる。委員からも、殊更に国内調停にだけ執行力を付与しないことにより、国内外に、我が国のADRが適正を欠く危ないものであるとする誤ったメッセージが伝わることを懸念する声もあったところである。

㊦ 前記㉠の観点からすれば、国際調停と国内調停を峻別する理由はなく、国際調停と国内調停で別の規律を採用することは妥当でないことになるから、乙1案を採用することが理論的な帰結となるといえる。特に乙1案を採用した場合には、利用者やADR機関が「国際性」の有無を峻別する必要がなくなるため、よりユーザーフレンドリーな制度になるものと思われる。したがって、乙1案は検討に値する案であると考えられる。

㉠ 一方、国際調停と国内調停を峻別する理由はないとしても、国内調停においてはシンガポール条約との整合性が問題とならないため、国内調停については弊害をより軽減する規律とするという観点から、国内調停に限って調停人の適格性に一定の規律を設けることも考え得る。この観点からは、国内調停においては認証ADR機関で実施されたものに限って執行力を付与とする乙2案にも一定の合理性があるとの意見も複数の委員から出たところである。ADR法により、認証ADR機関は、手続実施者が弁護士でない場合においても、手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めることとされている（同法第6条第5号）ほか、暴力団員等の使用が禁止されていること（同法第15条）や、紛争当事者に対する説明義務（同法第14条）や手続実施記録の保存義務（同法第16条）等を負うことからすると、認証ADRにおいては、手続の公正かつ適正な実施が制度的に担保されているとの指摘が委員からあったところであるし、特に手続実施記録の保存義務等は裁判所による執行決定の判断を適切に行うこととも親和的とも考えられるところであるから、これも検討に値する案であると考えられる。

また、乙2案については、認証ADR機関に加えて、弁護士会の実施するADR（又は弁護士を手続実施者とするADR）をも執行力を付与できる機関に加えるという法制についても仲裁法制部会で今後検討されるようであり、手続実施者が弁護士であれば、懸念される弊害の多くを軽減することが可能であると考えられることから、この案についても検討に値する案であると考えられる。

㉡ したがって、乙1案、乙2案（又はこれに手続実施者が弁護士であ

る場合等を加える案)のいずれの案も一定の合理性を有する案であると考えられることから、これらの中でいずれの規律を採用することが妥当であるかについては、仲裁法制部会での調査審議に委ねることとしたい。

5 適用除外とすることが考えられる紛争の範囲について

(1) 仲裁法制部会においては、下記の①から③までの類型(本件3類型)を適用除外とすることが議論されており、本検討会においてもその是非についての議論を行った。

- ① 消費者(消費者契約法(平成12年法律第61号第2条第1項に規定する消費者という。以下同じ。))と事業者(同条第2項に規定する事業者をいう。以下同じ。))との間の契約に関する民事上の紛争
- ② 個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。以下同じ。))
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争

(2) 消費者と事業者との間の契約に関する民事上の紛争について

適用除外とされている趣旨は、一般的に消費者と事業者との間に潜在的な力の不均衡等が想定されることから、執行力を付与することに慎重な検討が必要であるところにある⁵とされており、悪質な事業者(紛争当事者)による濫用の懸念(前記2(1)③)を防止することにあるものと思われる。

本検討会においては、この点に関連して、全国に1200箇所以上ある消費生活センターと連携して消費者問題に取り組み、年間約90万件の相談情報を収集し、相談段階も含めて、消費者と事業者との間の紛争について、我が国で最も関わりの深いADR機関である独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)からヒアリングを実施した。国民生活センターは、ヒアリングにおいて、消費者紛争は、もともと紛争の目的となる価額が低額であるため、裁判手続の利用が費用対効果の点からなじまないという特色があり、また、執行証書等の別途の手続を利用することについても費用の問題や相手方との対面が必要となるなどの心理的ハードルが高いことから、国民生活センターとしても、また利用者としても、執行力の付与に対する期待は大きい旨の意見を述べたところであり、執行力を付与するニーズは高い分野であるものと思われる

⁵ 仲裁法制部会「部会資料5-2」 6頁参照

との意見を述べた。また、国民生活センター理事である委員は、消費者と事業者との間の紛争を執行力の付与の適用除外とすることについては、強く反対する旨の意見を述べるとともに、執行力の付与に対するニーズの充足と弊害への懸念の払拭の両立する方法を模索すべきである旨の意見を述べており、消費者紛争のADRに精通している立場からの意見として重く受け止めるべきである。

また、仲裁法の附則においては、当分の間、仲裁合意のうち、将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とするものについては、無効とすることとされている（同法附則第4条）のに対し、消費者と事業者の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とするものについては、無効とはされないで、消費者側からの解除権を留保しつつ、仲裁合意に基づく仲裁の実施自体はできることとされている（同法附則第3条）。このこととの平仄を考えても、消費者と事業者の間の契約に関する民事上の紛争については、消費者保護のための一定の規律をもうけた上で、執行力の付与を認める法制も十分に考えられるものと思われる。

本検討会においても、消費者紛争の執行力のニーズと、上記弊害との調整を図るための方策について議論がされたところである。その一つとして、消費者が債権者となる場合のみ片面的に執行力を付与するという提案もされたものの、片面的な執行力の付与に対する経済界としての立場から違和感がある旨の意見や、そのような枠組みであると事業者側が執行力の付与に合意することが考え難く、実効性に乏しいのではないかといった意見が複数の委員から出たところである。

どのような法制をとるかは最終的には仲裁法制部会における調査審議に委ねるべき部分ではあるが、国内調停事案においては、例えば、仲裁法の附則のように、執行力を付与する旨の合意をした後であっても、執行受諾意思を事後的に撤回する権利を消費者側に認めることや、執行受諾の意思表示を調停人の面前で行うことを要件とするなどして、消費者の手続的保護を確実なものとする規律を設け、執行力の付与に対するニーズの充足と弊害への懸念の払拭を実質的に両立する方法を模索すべきであると考えられる。

(3) 個別労働関係紛争について

個別労働関係紛争について適用除外の対象とされている趣旨は、一般的に労働者と事業者との間に潜在的な力の不均衡等が想定されていることから、執行力を付与することに慎重な検討が必要であるところにある⁶

⁶ 仲裁法制部会 「部会資料5－2」7頁参照

とされている。

この点について、個別労働関係紛争を取り扱っている全国社会保険労務士会連合会は、ヒアリングにおいて、執行力の付与が必要であるとする基本的な考え方は変わっていないものの、執行力を付与することによる応諾率の低下等を危惧する旨の意見を述べており、各単位会によっても考え方が分かれているとのことであった。

個別労働関係紛争についても、一定の場合に執行力の付与を認める余地を残すべきではないかとの意見もあったものの、仲裁法の附則においても、当分の間、将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意は一律無効とされ、消費者紛争におけるよりも厳格な規律が採用されていることと等の観点もあり、前記(2)の消費者紛争と比較すれば、適用除外とすることについての強い反論はみられなかったところである。

(4) 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争について

いわゆる家事紛争については、紛争の当事者以外の者にも効力を有するものがあるため、当事者間の合意のみで執行力を付与することになじまない類型が想定されとの指摘や、具体的事案によっては当事者間に力の不均衡が生じた状態で和解合意がされるおそれがあるとの指摘がされているところであり⁷、本検討会においても、同様の意見のほか、家事事件に詳しい専門家を交えて議論すべき問題である旨の意見や、執行決定の段階において第三者である子の福祉の観点を理由に執行を拒否することは困難であるから、子の福祉の観点を十分に配慮しないADR機関による和解合意に執行力が付与されることの弊害を強く懸念する意見が出された。なお、後者の意見に対しては、養育費に関する紛争については仲裁適格があり、当事者間の和解合意を内容とする仲裁廷の決定には執行力が付与されることとの平仄がとれないのではないかと指摘もあった。

一方、家事紛争のニーズ面に着目すると、支払が長期となりがちな養育費や、登記手続を要する遺産分割といった分野については、執行力を付与するニーズ自体は高いのではないかという意見があった。ヒアリングにおいては、年間120件程度の家事紛争を取り扱い、家事紛争の取扱件数が最も多い認証ADR機関である家族のためのADRセンター（小泉道子氏）から実情を聞いたところ、養育費や財産分与の分割払いのある事案では、ほとんどの場合に公正証書を作成し、執行力を確保しているとのことであり、事前相談の段階で、強制執行できないことを危惧する問い合わ

⁷ 仲裁法制部会 「部会資料5-2」7頁参照

せがあることや、和解合意を公正証書にする費用や手間を考えると、執行力を付与するニーズが大変高いのではないかという意見であった。

以上からすると、家事紛争は、少なくとも国内調停においては、執行力を付与するニーズが特に高い類型であると認められる一方で、子の福祉が害されるおそれ等の独自の弊害も認められる類型であるといえる。これらの点を踏まえて、家事紛争について一律に執行力の付与の適用除外とすることが妥当であるかどうかについては、仲裁法制部会における調査審議に委ねることとしたい。

第3 おわりに

第1のとおり、ADR法制定以前から、調停に基づく和解合意への執行力の付与を求める声はあったところではあるが、これまでの「ADR検討会」や「ADR法に関する検討会」においては「この時点では時期尚早」、ないしは「今後も検討を続けるべき将来の課題」とされてきたところである。

しかし、ADR法施行から約14年が経過し、ADR機関による実績が蓄積されるとともに、国内外において、ADRにより成立した和解合意に執行力の付与を求める機運がかつてない高まりをみせ、そのことは、本検討会で実施したアンケートやヒアリングにおいて執行力の付与に賛成する意見が大多数を占めたことからもうかがえるところであり、こうした機運を支える関係者の圧倒的な熱量は、過去の検討会の際にはみられなかったものである。

もちろん、執行力の付与についてはさまざまな弊害面も指摘されてきたところであり、その点については本検討会でもそれぞれの弊害について、個別具体的に丁寧な検討が行われ、その意見の多数は、弊害として指摘されることについては、いずれも適切な規律をもうけることで防止することが十分に可能ではないか、少なくとも執行力の付与のニーズと比較すればその弊害は小さいのではないかといったものであった。

以上のような検討結果からすれば、長年の課題とされていたADRにより成立した和解合意に執行力を付与することについては、ついにその機が熟したというべきだろう。

ODR推進検討会について

1 設置の経緯及び趣旨

ADRについては、近年のIT技術の飛躍的進歩やAI技術の発展に伴い、オンラインでの紛争解決手続であるODR（Online Dispute Resolution）の在り方に注目が集まりつつあるところですが、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、「オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続（ADR）に関する紛争解決手続における和解合意への執行力の付与や認証 ADR 事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの可否を含めた検討～（中略）～を2020年度中に進める。」とされたことを受け、法務省は、「ODR推進検討会」を設置し、各界の有識者から専門的な知見に基づく幅広い意見を伺うこととしました。

2 構成員

<委員>（敬称略 五十音順）

出井直樹 弁護士
 上田竹志 九州大学大学院法学研究院教授
 小澤吉徳 司法書士
 垣内秀介 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 川口徳子 独立行政法人国民生活センター理事
 斉藤睦男 弁護士
 佐成 実 東京瓦斯株式会社参与
 山田 文 一般財団法人日本ADR協会代表理事
 （京都大学大学院法学研究科教授）
 渡邊真由 一般財団法人日本ODR協会理事
 （立教大学法学部国際ビジネス法学科特任准教授）

<オブザーバー>

内閣官房
 法務省民事局
 最高裁判所事務総局民事局
 日本弁護士連合会
 日本司法書士会連合会
 日本弁理士会
 日本行政書士会連合会
 全国社会保険労務士会連合会
 日本土地家屋調査士会連合会
 日本不動産鑑定士協会連合会

<事務局>

法務省大臣官房司法法制部

3 検討事項

- (1) ODRの推進に向けた裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連の規律（法、法務省令、ガイドライン等）の見直しについて
- (2) 民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与について
- (3) ODRにおける認証紛争解決事業者の守秘義務の在り方について

○回答機関

合計 153 事業者

うち 認証 ADR 機関：120 事業者

うち 非認証 ADR 機関：33 事業者

Q1. 貴 ADR 機関の直近 5 年間の受理件数、応諾件数、成立件数を回答ください。

回答は大部であるため、記載を省略

Q2. これまで、紛争当事者に対する事前相談や手続教示等の際に、履行確保の点に不安があることが、貴 ADR 機関による ADR を選択されない理由と感じられた経験がありますか。

1. あった	22 事業者	(14.4%)
2. なかった	91 事業者	(59.5%)
3. 不明	36 事業者	(23.5%)
無回答	4 事業者	(2.6%)

Q3. これまで行った調停手続において、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項を作成したことがありますか。

1. あった	93 事業者	(60.8%)
2. なかった	46 事業者	(30.1%)
3. 不明	10 事業者	(6.5%)
無回答	4 事業者	(2.6%)

Q4. (Q3 で 1 を回答した ADR 機関のみ回答してください。)

そのような和解条項を作成した場合に、履行を確保するためにどのような取組・工夫を行ったでしょうか(複数回答可)。

1. 強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書(執行証書)を作成する方法	14 事業者	(15.1%)
2. 簡易裁判所における即決和解を利用する方法(民事訴訟法第 275 条第 1 項参照)	7 事業者	(7.5%)
3. 和解に基づく仲裁判断を利用する方法(仲裁法第 38 条第 1 項, 第 2 項参照)	9 事業者	(9.7%)
4. (1～3 以外に) 下記の空欄記載の取組・工夫を行った。	22 事業者	(23.7%)
5. 特に履行を確保するための取組等は行っていない。	50 事業者	(53.8%)
6. 不明	3 事業者	(3.2%)

※回答中の(%)は、Q3 で 1 と回答した 93 事業者中の比率を示す。

○「4. (1～3 以外に) 下記の空欄記載の取組・工夫を行った。」を選択した事業者の主な回答

- ・ 1～3 の方法を説明等している。
- ・ 期限の利益喪失約款や違約金条項等をいれている。
- ・ 席上交付等履行の問題を残さないように対応している。

Q5. (Q3 で 2 を回答した ADR 機関のみ回答してください。)

そのような和解条項を作成していない理由についてご回答ください。

金銭給付を伴う和解の経験がないなど、履行の問題を残す和解条項を作成すべき経験がなかったと回答した事業者多くを占めた。

Q6. 仮に、調停における和解合意に執行力が付与されることとなった場合、貴 ADR 機関の受理件数にどのような変化があると考えますか。

1. 現状よりも受理件数は増えると思う。	46 事業者	(30.1%)
2. 現状よりも受理件数は減ると思う。	0 事業者	(0.0%)
3. 現状と受理件数は変わらないと思う。	55 事業者	(35.9%)
4. 分からない	50 事業者	(32.7%)
無回答	2 事業者	(1.3%)

Q7. 貴 ADR 機関において、成立した和解合意について、その後に履行がされたかどうか等について調査を行ったことがありますか。

1. ある	5 事業者	(3.3%)
2. ない	143 事業者	(93.5%)
無回答	5 事業者	(3.3%)

Q8. 和解が成立した事案において、その後に紛争当事者から和解条項のとおり履行されないという旨の相談又は苦情を受けた経験がありますか。

1. ある	23 事業者	(15.0%)
2. ない	113 事業者	(73.9%)
3. 不明	12 事業者	(7.8%)
無回答	5 事業者	(3.3%)

Q9. 調停における和解合意に執行力を付与することについて、貴ADR機関の考えに近いものはいずれでしょうか。

1.無条件で執行力を付与することに賛成である。	24事業者	(15.7%)
2.一定の条件の下に執行力を付与することに賛成である。	89事業者	(58.2%)
3.執行力を付与することには反対である。	27事業者	(17.6%)
無回答	13事業者	(8.5%)

Q10. (Q9で2を回答したADR機関のみ回答してください。)

執行力を付与する条件として、貴ADR機関の考えに近いものはいずれでしょうか(複数回答可)。

1.和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	60事業者	(67.4%)
2.裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	28事業者	(31.5%)
3.一定の類型の紛争や合意内容(例えば、消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合など)を外すのであれば執行力を付与することに賛成である。	13事業者	(14.6%)
4.当該ADR機関の選択を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	14事業者	(15.7%)
5.下記の空欄に記載した条件を付すのであれば、執行力を付与することに賛成である。	6事業者	(6.7%)

※回答中の(%)は、Q9で2と回答した89事業者中の比率を示す。

○「5.下記の空欄に記載した条件を付すのであれば、執行力を付与することに賛成である。」を選択した事業者の主な回答

- ・ 裁判所の執行決定を経ること。対象債権を金銭債権に限定すること。
- ・ 弁護士との関与を条件とすること。
- ・ 公益性、手続的透明性、中立性、法的専門性が担保された人的・手続的な裏付けのあるADR機関にのみ限定すること。

Q11. (Q9で3を回答したADR機関のみ回答してください。)

調停による和解合意に執行力を付与することに反対する理由として近いものはどれでしょうか(複数回答可)。

1.調停による和解合意に執行力を付与するニーズがない。	6事業者	(22.2%)
2.Q3の1～3のような代替手段が存在しているため、調停による和解合意に執行力を付与する必要がない。	15事業者	(55.6%)
3.私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまない。	25事業者	(92.6%)
4.執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがある。	7事業者	(25.9%)
5.悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例が発生する可能性がある。	4事業者	(14.8%)
6.(1～5以外に)下記の理由により執行力の付与に反対である。	3事業者	(11.1%)

※回答中の(%)は、Q9で3と回答した27事業者中の比率を示す。

○「(1～5以外に)下記の理由により執行力の付与に反対である。」を選択した事業者の主な回答

- ・ 事前に執行官と協議するような手続を要すると想定されるため、仲裁人の負担が過大となる可能性がある。
- ・ ADRでの解決は、あくまでも解決方法の一つであり、裁判や調停と同じように執行力を持たせることに意義があるのか疑問がある。

Q12.仮に貴ADR機関における調停による和解合意に執行力が付与されたとされた場合、貴ADR機関において懸念することや隘路となるようなこととしてどのようなものが考えられるでしょうか。

(事業者の主な意見)

- ・ 手続等が重くなり、ADR機関の負担が増加することを懸念する。
- ・ 執行裁判所において執行を認めない旨の判断をされた場合のリスクを懸念する。
- ・ 当事者の話し合いが硬直化したり、応諾率が下がることを懸念する。
- ・ 制度の詳細が不明であることに不安を感じる。

ヒアリング結果概要

令和 3 年 1 月

法務省大臣官房司法法制部審査監督課

○ 独立行政法人国民生活センター

- ・ ２０１９年度は年間２０４件のＡＤＲの申請があった。
- ・ 履行確保については、独立行政法人国民生活センター法第３７条に基づく義務履行の勧告制度があり、合意した和解内容が実施されない場合には紛争解決委員会が義務者である事業者に対して勧告を実施することができ、合理的理由なく義務者が履行しない場合には、事業者名などを公表することができる制度がある。もっとも、確信犯的な事業者に対しては、履行確保が難しい面がある。
- ・ 執行力を付与するための運用上の工夫として、執行受諾文言を記載した公正証書を作成したり、和解に基づく仲裁判断などを利用している。
- ・ 消費者問題の特徴として、紛争の金額が低く、裁判手続の利用が費用対効果の点からなじまないという特色があるし、執行証書等の別途手続を利用することについても費用の問題や相手方との対面が必要となるなどの心理的ハードルが高いことから、利用者からも執行力の付与の期待があるものと考えている。同じ手続の中で執行力が付与されることとなれば心強い。

○ 愛知県弁護士会

- ・ 毎年、概ね２００件を超える申立件数がある。
- ・ 名古屋簡易裁判所、名古屋家庭裁判所と協議し、即決和解・即日調停を利用して執行力を付与する運用を行っている。即決和解については金銭給付の事件のほか、建物明渡事件で多く利用されている。即日調停は、養育費や財産分与等の金銭的な給付を要する事件で多く利用されている。
- ・ 一律に執行力を付与することには反対であり、その理由として、①多くの事案では任意での履行が期待されること、②和解合意に執行力を付与しても、裁判所で債務名義とならないと判断された場合にＡＤＲ機関の信用が落ちたり、損害賠償されるリスクがあることがある。即決和解・即日調停を利用する方法の方が、②のリスクが少ないものと考えている。
- ・ 結論としては、全てのＡＤＲ機関の和解合意に執行力を与えるのではなく、公益性、手続的透明性、中立性、法的専門性が担保された、人的、手続的な裏付けのあるＡＤＲ機関に限って執行力を付与すべきと考える。

○ 第二東京弁護士会

- ・ 近年は年間６０件から９０件の受理件数がある。
- ・ 過去３年間の和解合意７５件につき調査を行った結果、金銭の一括払いの条項がある事例が５３件、金銭の分割払いの条項がある事例は８件

であり、うち、１０回以上の分割払いの事例は５件であった。

- ・ 近年は約１５年間で仲裁法第３８条の和解に基づく仲裁判断を行った事例が１３件確認された。
- ・ 当事者や代理人が、最終的な解決に執行力がないために第二東京弁護士会のＡＤＲをそもそも選択していないという実情があるのではという意見があり、国内事例でも民間ＡＤＲに執行力を与えるニーズは存在すると考えている。
- ・ 弊害の一つとして、手続の任意性、柔軟性、自主性、多様性が失われることを危惧する声があり、一律に執行力を付与することには慎重な意見が多かった。また、裁判所の執行決定において債務名義性が否定された際のトラブルを危惧する意見があった。また、執行力を付与してもそれほど受理件数は伸びないのではないかと意見もあった。
- ・ 双方当事者が同意する場合に、機関ごと、あっせん人ごと、事案ごとに一定の執行力を付与するという法制については、積極的に考えてよいという意見もあった。

○ 日本弁理士会

- ・ 日本知的財産仲裁センターにおける調停件数は、近年は年間数件単位の申立件数しかなく、伸び悩んでいる。
- ・ ２０１６年に社団法人日本知的財産協会の会員にアンケートを送付し、３６５社から回答を得た。
日本知的財産仲裁調停センターの利用を検討しなかった会員のうち、１５％の会員が「調停の効力に疑問」（執行力の付与に関するもの）と回答し、検討したが利用しなかったと回答した会員のうち１２％の会員が「調停の効力に疑問」（執行力の付与に関するもの）と回答した。
また、回答者のうち約４４％が紛争解決の際に「法的に拘束力のある結果を得られること」を重視すると回答した。
- ・ 知的財産を活用する企業にとって、調停に法的拘束力がないことが調停を利用しない原因になっている。
- ・ 執行力の付与については、①和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていること、②裁判所の執行決定を経ること、③消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合は適用除外とすること、④案件ごとにＡＤＲ機関が執行力の付与、不付与を選択できるようにすることを条件に執行力を付与すべきである。

○ 日本行政書士会連合会

- ・ 現在 18 の行政書士会が認証 ADR として活動しており、令和元年度の受理件数は 25 件である。
- ・ 外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争、敷金返還などに関する紛争を中心に取り扱っており、対話促進型、自主交渉型の同席調停を原則としており、当事者が自身の言葉で話し合い満足できるプロセス重視型の調停を行っている。
- ・ 事前相談や手続教示の際に履行確保の点から ADR を選択されない場合もあり、受理件数の増加の観点や成立した和解合意の実効性確保の観点、今後の ADR の拡充・活性化の観点から執行力の付与に賛成である。また、執行力を付与する条件としては、紛争当事者双方が執行力を付与することに合意し、その旨を和解合意書に記載することを条件とすべきである。
- ・ 執行力が付与されたとしても、隘路となるようなことは特にないと考えている。

○ 公益社団法人民間総合調停センター

- ・ 大阪弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会等の様々な士業団体、消費者団体等が参加している調停機関であり、幅広い分野の紛争を取り扱っている。過去約 10 年間で 1741 件の申し立てがある。
- ・ 執行力を付与する工夫として、和解に基づく仲裁判断を 26 件実施している。また、簡裁での即決和解を勧めるという運用を行っている。
- ・ 弁護士があっせん人に必ず入っている民間総合調停センターに執行力を付与することについては、概ね賛成である。もっとも、全ての ADR 機関の和解合意に執行力を付与すべきかどうかについては、裁判所において債務名義として認められる和解条項を作成できなければ ADR 機関の信用性が落ちることから、慎重に考えることも必要であると考えている。

○ 家族のための ADR センター（小泉道子氏）

- ・ 年間 120 件程度の受理件数があり、離婚や相続等の親族間紛争を取り扱っているが、ほとんどの案件は離婚関係・夫婦関係である。
- ・ 養育費や財産分与の分割払いがある事案では、事前説明の段階から公正証書を作成することを前提に説明しており、ほとんどの場合に公正証書を作成し、執行力を確保している。
- ・ 養育費や財産分与の分割払においては、不動産登記等の複雑なものを

除けば、執行力を付与する和解条項を作成することはそれほど難しくもないものと考えている。

- ・ 事前相談の段階で、強制執行できないことを危惧する問い合わせがあることや、和解合意を公正証書にする費用や手間を考えると、執行力を付与するニーズは大変高いものと考えている。

○ 日本司法書士会連合会

- ・ 現在 31 の単位会が認証 ADR 機関として活動している。
- ・ 執行力の付与に否定的な意見の理由としては、① 手続が重厚になり裁判所調停との差別化が困難になること、② 自発的な履行を促すのが ADR として望ましいこと、③ 応諾しない相手方の増加が危惧されること等があった。
- ・ 執行力の付与に肯定的な意見の理由としては、① 執行力の付与により、特に登記関連においては、裁判手続における事務的・時間的・経済的負担が軽減できること、② 即決和解や執行証書を作成することになったケースがあったこと、③ 事前説明の段階で執行力がないことを説明したところ、当事者が手続の利用を選択しなかったケースがあったこと等があった。
- ・ 執行力の付与については、① 当事者の意思、又は② 事件類型などにより、執行力を与える事件の絞り込みを行うことが考えられるのではないか。また、既存の様々な履行確保手段が消去法的に選択されている手段であるか否かについても留意する必要があるのではないか。
- ・ また、現状の ADR 機関で履行確保に向けて行われている対応や執行力付与以外の方法につき、課題を抽出し、課題解決に必要な対応をすべきではないか。

○ 全国社会保険労務士会連合会

- ・ 46 機関が認証を取得しており、平成 21 年から令和元年までに 1166 件の受理件数がある。紛争範囲は個別労働紛争で、9 割は労働者側の申し立て、1 割は経営者側の申し立てとなっている。
- ・ 執行力の付与に関する工夫としては、簡易裁判所の即決和解や公証役場での執行証書の方法を説明しているが、その件数等は把握できていない。
- ・ もっとも、執行力の付与よりも応諾義務がなく、不応諾で終わってしまう事案が多いことの方が喫緊の課題であると考えており、多くの解決の場を提供することを第一的には考えている。

- ・ 司法制度改革の時代から、執行力の付与が必要であるという基本的な考え方は変わっていない。しかし、実際にあっせんを行うためには、簡易な手続き、短期間で解決、また当事者の合意に基づき、実情に合った解決ができるとういことで自発的な履行を促すことが重要であるとも考えている。この気軽さによって相手方も応諾しやすいという側面もある。これらの利点を活かしたうえでなら執行力という考え方も出てくると考える。むろん、県会によっては積極的に執行力の付与が必要という考え方を持っているところもある。

○ 日本土地家屋調査士会連合会

- ・ 土地の筆界・境界に起因する紛争を扱っており、全国５０単位会でADRを実施しており、そのうち２５会が認証を取得している。また、ADRとは別に法務局が行う筆界特定制度へも土地家屋調査士が関わっており、土地の境界に関する紛争について訴訟になる前の解決が一定程度実現しているものと考えている。
- ・ 執行力に関するアンケートに回答した３７会のうち、無条件で付与することに賛成する会が３会、一定の条件のもとに付与することに賛成する会が２５会、付与することに反対する会が７会という結果であった。
 反対する会の中には、設立理念（対話促進型）を理由に執行力付与には否定的な会があると予想される。

○ 日本不動産鑑定士協会連合会

- ・ 連合会において不動産の価格に関する紛争等の調停を行っているが、各単位会は認証を取得していないため、受理件数は平成２１年以来７件にとどまっている。
- ・ これまで履行確保が問題となった相談事例はなく、執行力の付与が問題となった事例はない。もっとも、執行力が付与されれば、当事者に安心感を当てることのできるのではないかと考えており、執行力が付与されることの弊害があるとは現時点では認識していない。

○ 一般財団法人日本自転車普及協会

- ・ 自転車同士又は自転車と歩行者の交通事故、自転車による物損事故の３種類の紛争のみを取り扱っており、概ね年間１０件程度の申立件数がある。比較的少額の案件が多い。
- ・ 申立人の関心事項としては、執行力よりも相手方が応諾するかどうかの点の方が強いものと思われる。

- ・ 執行力の付与については、執行力がないことによる潜在的な需要の取り逃がしがあると思われるので、執行力の付与があった方が望ましい。デメリットは特に感じていないが、受理件数が増えたときに対応できるかという懸念はある。

○ 一般社団法人日本不動産仲裁機構

- ・ 不動産に関する取引、管理、施工、相続その他の承継に関する分野のADRを実施しており、2019年は150件、現在は200件ほどが進行中である。
- ・ 弁護士等の代理人は執行力の有無を考慮している印象である一方で、本人申し立ての事案では、執行力のことを考慮してADRを選択するかどうかを決めている事案は少ない印象であり、この二つは分けて考えるべきではないか。
- ・ 和解成立後に履行されたかどうかをアフターサービスとして確認しており、これまでは100%の履行がされていることを確認している。
- ・ 執行力がないからADRを選択していない層もいるので、執行力が付与されることにより件数が増えるのではないかとと思われる。その一方で、全件執行力を付与すると手続が硬直化するおそれもあると思われる。
- ・ 執行力を付与する際には、規程の整備も必要になるとと思われるので、執行力を付与する場合にはどのような規程を整備すればよいか教示頂けるとありがたい。